

別紙解答用紙に解答すること。

「オリンピック憲章」とは、IOC（国際オリンピック委員会）が定めた近代オリンピックに関する規約で、1914年に起草され、1925年に制定された。

憲章は、本文に先立ち、「オリンピズムの根本原則」を規定し、「オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある」、「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる」、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教 政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」などと述べている。

「オリンピック憲章」の本文中に、以下の条文がある。

第4章 27-6：NOC（国内オリンピック委員会）は、自らの自主性を保持し、オリンピック憲章の遵守を妨げる恐れのある政治的、宗教的、経済的などを含むあらゆる種類の圧力にも抗しなければならない。

第5章 57：IOCとOCOG（オリンピック競技大会組織委員会）は、国ごとの世界ランキングを作成してはならない。OCOGは、各種目メダル獲得者と、賞状を授与された選手の氏名を記す入賞者名簿を作成し、メダル獲得者の氏名をメインスタジアム内の目立つところに、恒久的に展示するものとする。

問1 上の条文がなぜ設けられたのか、その理由を考え、述べなさい。

問2 オリンピックにおいては、マスメディアが国ごとのメダル獲得数（ランキング）を報道するなど、オリンピックが「国威発揚」の場として利用されることがある。オリンピックを「国威発揚」の場として捉えることの是非につき、「オリンピック憲章」の精神を踏まえた上で、論じなさい。

以 上